

○なるさわクリエーションパークの設置及び管理等に関する条例

平成7年8月7日

条例第13号

(目的)

第1条 世界に誇るふるさとの山、名峰富士山と周辺の豊かな自然と共生し、訪れる人々と住民の憩いと文化、交流の場所として、総合公園なるさわクリエーションパークを設置しその管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 なるさわクリエーションパーク

位置 鳴沢村 8532—63番地・8532—64番地
8532—254番地・8532—322番地
8531—71番地

(管理)

第3条 なるさわクリエーションパークの管理は、鳴沢村が行う。ただし、管理上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、村長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、必要な施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定に基づく指定管理者は、鳴沢村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成19年鳴沢村条例第26号）第6条第1項の規定により指定された者とする。

(施設の種類)

第4条 なるさわクリエーションパークの施設の種類の種類は、なるさわ富士山博物館、フジエポックホール、物産館、インフォメーション館、トイレ、駐車場、緑花木展示場、警備所、駐車場、自然探索路とする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設設備の維持管理に関する業務
 - (2) 経営及び運営に関する業務
 - (3) 施設の使用許可業務及びそれに伴う使用料の収受業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務
- (休業日)

第6条 なるさわクリエーションパークの施設の休業日は次のとおりとする。ただし、災害等やむを得ない事由が生じた場合はこの限りでない。

- (1) なるさわ富士山博物館及びフジエポックホール並びに自然探索路 月曜日
(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合を除く。)、12月29日から翌年1月3日まで。
- (2) 物産館、インフォメーション館、トイレ、駐車場 年中無休

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、村長の承認を受けて、休業日を変更することができる。

(営業時間)

第7条 なるさわクリエーションパークの施設の営業時間は次のとおりとする。

- (1) なるさわ富士山博物館及び自然探索路 午前9時から午後5時まで
- (2) フジエポックホール 午前9時から午後10時まで
- (3) 物産館 午前9時から午後6時まで
- (4) インフォメーション館 午前9時から午後5時まで
- (5) トイレ・駐車場 24時間

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、村長の承認を受けて、営業時間を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 なるさわクリエーションパークの施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、村長の承認を得なければならない。

3 村長又は指定管理者は、同条第1項の許可をする場合において、管理上必要がある

と認められる場合には、条件を付することができる。

(使用の制限及び取消し)

第9条 村長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、又は取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。
- (2) 使用の申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事由により使用することができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長又は指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用の制限)

第10条 村長又は指定管理者は次の各号に該当すると認めたときは、退去を要求又は使用を禁ずることができる。

- (1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設を汚染し、又は破損するおそれのあるとき。
- (3) 管理上必要があるとき、その他使用させることが適当と認められないとき。

(損害の賠償)

第11条 故意又は重大な過失により施設を汚染し、又は破損した者は、管理者が現状に復するに必要と認める損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、なるさわクリエーションパークの管理及び使用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第5号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。